

議案第 35 号

市道路線の変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

変更路線

認定番号	路線名		起点	終点	摘要
40101	板屋乗入線	変更前	加太板屋字 裏ノ垣内 4696番 2地内	加太板屋字 板屋 5374番 2地内	国道の市道 移管に伴う 路線の変更
		変更後	加太板屋字 裏ノ垣内 4696番 2地内	加太板屋字 裏ノ垣内 4697番 3地内	

提案理由

市道路線の変更について、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。